

議案第六十五号

杉並区の債権の管理に関する条例の一部を改正する条例  
右の議案を提出する。

平成十六年十一月二十二日

提出者

杉並区長

山 田

宏

杉並区の債権の管理に関する条例の一部を改正する条例  
杉並区の債権の管理に関する条例（平成十四年杉並区条例第二号）の一部を次のように  
改正する。

第九条第一項中「破産の宣告」を「破産手続開始の決定」に改める。

第十三条第三号中「破産法（大正十一年法律第七十一号）第三百六十六条ノ十二」を  
「破産法（平成十六年法律第七十五号）第二百五十三条第一項」に改める。

附 則

この条例は、平成十七年一月一日から施行する。

（提案理由）

現行の破産法が廃止され、新たに破産法が制定されたことに伴い、所要の規定の整備を  
図る必要がある。

杉並区の債権の管理に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

新 条 例	旧 条 例
<p>(債権の申出等)</p> <p>第九条 区長は、区の債権について、債務者が強制執行又は破産手続開始の決定を受けたこと等を知った場合において、法令の規定により区が債権者として配当の要求その他債権の申出をすることができるときは、直ちに、そのための措置をとらなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>(放棄)</p> <p>第十三条 区長は、区の債権(強制徴収により徴収する区の債権を除く。)について、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該区の債権及びこれに係る損害賠償金等を放棄することができる。</p>	<p>(債権の申出等)</p> <p>第九条 区長は、区の債権について、債務者が強制執行又は破産の宣告を受けられたこと等を知った場合において、法令の規定により区が債権者として配当の要求その他債権の申出をすることができるときは、直ちに、そのための措置をとらなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>(放棄)</p> <p>第十三条 区長は、区の債権(強制徴収により徴収する区の債権を除く。)について、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該区の債権及びこれに係る損害賠償金等を放棄することができる。</p>

一 及び二 略

三 破産法（平成十六年法律第七十五号）

第二百五十三條第一項、会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）第二百四條第一項その他の法令の規定により債務者が当該区の債権についてその責任を免れたとき。

一 及び二 略

三 破産法（大正十一年法律第七十一号）

第三百六十六條ノ十二、会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）第二百四條第一項その他の法令の規定により債務者が当該区の債権についてその責任を免れたとき。